

社会福祉法人 新田保育園 Instagram 運用要領

社会福祉法人 新田保育園（以下、園といたします。）では、園のことを幅広く知ってもらい、在園児ならびにそのご家族、また園への入園を検討している方に対し、公式 Instagram（以下、「インスタグラム」といいます。）を開設し、園の日常の様子や行事等を発信していきます。

インスタグラムを通じた情報発信に当たり、インスタグラムを閲覧、利用する方（以下、「利用者」といいます。）に誤解や混乱を生じさせることがないように、当アカウントの運用方針を次のとおり定めます。

（趣旨）

第1条 この要領は、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスである Instagram により、園の日常の様子や行事等を発信することで園の活動をより多くの方に知ってもらうことを目的に開設するインスタグラムの運用に関し必要な事項を定めます。

（用語の定義）

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めます。

(1) インスタグラム

Instagram Meta Platforms,Inc. が提供するスマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。

(2) 公式 Instagram（インスタグラム）

園が設置及び運用する Instagram をいう。

(3) アカウント

Instagram を運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ハッシュタグ

投稿記事を検索するためのラベルや目印をいう。

(5) 利用者

公式 Instagram の利用者をいう。

(6) いいね！

Instagram の投稿に対してワンクリックで肯定的な意見を示すことをいう。

(7) フォロー

園のインスタグラムを閲覧するために行うアクションをいう。

(8) コメント

他のユーザーの Instagram に意見等を投稿することをいう。

(9) ダイレクトメッセージ

インスタグラム上で園へ直接メッセージを送付することをいう。

（運営主体）

第3条 インスタグラムの運営主体は園とし、アカウントの運営管理者は園長・副園長及び主任保育士とします。

2 アカウント名：shinden_dotenoko

(アカウント運営主体の明示)

第4条 園は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、新田保育園ホームページ上に明示します。

2 園は、アカウントの運営主体について、インスタグラムのプロフィール欄に明示します。

(情報発信)

第5条 インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、園(園職員)とします。

2 情報掲載の原則は次のとおりとします。

- (1) 在園児童の写真や動画は事前に保護者から同意を得た児童に限り掲載する。
- (2) 個人情報に関わる内容は掲載しない。(氏名・住所・生年月日等)
- (3) 発信者は園の職員であることの自覚と責任を持ち、園の諸規定をはじめ関係法令を遵守する。
- (4) 自らの職務に関する情報を掲載する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (5) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (6) 掲載する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (7) 誤った情報を掲載した場合は、直ちに訂正及び削除する。
- (8) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(利用者からの投稿等について)

第6条 園は、インスタグラムによる情報発信のみを行うこととします。投稿およびコメントはできません。ダイレクトメッセージ(DM)からの受信・返信はしません。園へのご意見・ご質問は、直接お問い合わせいただくか、園のホームページの問い合わせをご利用ください。

(著作権)

第7条 インスタグラムに掲載されている個々の情報(写真、動画等)に関する諸権利は園または現著作者に帰属します。

2 利用者は、内容について私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用することはできません。

(免責)

第8条 インスタグラムの投稿は細心の注意を払って行ないますが、情報の正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとします。

2 園はインスタグラムを通じて利用者が得た情報を、利用者自らが不特定多数に発信する情報について、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当園は一切責任を負わないものとします。

3 園は、掲載された情報に関連して生じた直接・間接的ないかなるトラブル又はその被った損害についても、当園は一切責任を負わないものとします。

4 インスタグラムの内容は、予告なく変更することがあります。

5 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があります。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定めます。

付則

この要領は、令和6年8月30日から施行します。